

介護予防日常生活支援総合事業重要事項説明書

介護予防サービスの提供にあたり、事業者の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次の通り説明します。 令和5年4月1日現在

1 事業者の概要

事業所の名称	公益社団法人狭山市シルバー人材センター
所在地	〒350-1304 狭山市狭山台1丁目21番地
電話番号	04-2935-4312
FAX番号	04-2999-6116
事業所番号	11A2700016
営業日	月曜日から金曜日(祭日休み)
サービスの提供地域	狭山市内

2 サービス提供日時

サービス提供日	月曜日から金曜日 ただし、国民の祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は原則休みとなります。
サービス提供時間	午前9時から午後5時まで

3 運営の方針

- ・ 介護予防日常生活支援にあたっては、事業者の従事者は要支援者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防サービス計画に基づいた生活支援を行います。
- ・ 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、保険医療・福祉サービスを提供するものとの綿密な連携を図り、サービスの提供に努めます。

4 提供するサービスの内容（生活援助）

- ① 掃除
- ② 洗濯
- ③ ベットメイク
- ④ 衣類の整理・被服の補修
- ⑤ 一般的な調理・配下膳
- ⑥ 買物・薬の受け取り

5 利用料

サービス内容	単位	基準単価	金額	利用者負担額	備考
訪問型サービスA-1・週1(9割)	202/1回	10.42円	2105円	211円	1回の利用は45分
訪問型サービスA-1・週1(8割)				421円	
訪問型サービスA-1・週1(7割)				632円	
訪問型サービスA-1 初回加算(9割)	200/1回	10.42円	2084円	208円	ただしサービス 利用初回のみ加算
訪問型サービスA-1 初回加算(8割)				417円	
訪問型サービスA-1 初回加算(7割)				625円	

6 支払方法

サービス提供月の翌月上旬に利用料の請求をいたしますので、2週間以内にお支払いください。
お支払方法は、銀行・郵便局での振り込み、窓口での現金払いとなります。

7 個人情報の保護

- ・ 事業者及びその従事者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、在職中及び退職後において、第三者に漏らしません。これは、契約終了後も同様とします。
- ・ 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係従業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

8 サービス利用にあたっての留意事項

- ・ サービス利用中に気分が悪くなった時は、すぐにお申し出ください。
- ・ 事前の連絡なくサービスが当日キャンセルとなった場合には、訪問料として自費負担で500円＋事務費をお支払い頂きますのでご了承ください。
- ・ サービス提供にあたって、訪問ヘルパーは次のことをお受けすることができませんので、予めご了承ください。

- ① 医療行為及び医療補助行為
- ② 身体介護
- ③ 利用者の家族に対するサービスの提供
- ④ 利用者及びその家族からの金銭又は物品の授受

9 緊急時における対応

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員及び市町村へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

サービス提供により、賠償すべき事故が生じた場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
保険名	介護事業者用保険ウォームハート
補償の概要	業務遂行に起因する事故を補償・受託物の損壊等の補償など

10 苦情相談窓口

サービス提供に関する苦情や相談は、下記の窓口でお受けいたします。

相談窓口	電話番号	04-2935-4312
	受付時間	月曜日～金曜日 8時30分～17時00分
	担当責任者	森田 瑠美

11 サービスの終了

① 自動終了

次の場合は、双方の通知がなくても自動的に契約を終了します。

- ・ 利用者が介護保険施設へ入院又は入所した場合
- ・ 利用者の要支援状態区分が要介護又は自立となった場合
- ・ 利用者が死亡した場合

② 利用者がサービスを終了する場合

次の場合は、利用者の申し出により直ちにサービスを終了することができます。

- ・ 事業者が、正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ・ 事業者が、守秘義務に反した場合
- ・ 事業者が、利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ・ 利用料等の変更に対して同意することができない場合

③ 事業所がサービスを終了する場合

次の場合は、事業者は利用者への通知によって直ちにサービスを終了させていただく場合があります。

- ・ 利用者の利用料の支払いが3ヶ月以上遅延し、利用料を支払うよう催告したにも拘わらず、別途定めた期限内に支払われなかった場合
- ・ 利用者又はその家族が事業者や従事者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
(暴言・暴力行為・セクシャルハラスメント等)

個人情報使用同意書

私及び私の家族に関する個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲で使用する
ことに同意します。

1 使用する目的

事業者が、介護保険法に従い、私の介護サービス計画に基づき、介護サービス等を円滑に実施する
ために行うサービス担当者会議等において必要な場合に使用する。

2 使用に当たっての条件

①個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に止め、情報提供の際には関係者以外
には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

②事業者は、個人情報を使用した会議の内容及び相手方について記録しておくこと。

3 個人情報の内容

①氏名・住所・健康状態・病歴・家族状況等の事業者が介護サービスを行うために最低限必要な私や
私の家族の個人に関する情報(基本情報等)

②認定調査票・主治医意見書・介護認定調査会における判定結果の意見(認定結果通知)

③その他の情報

4 使用する期間

契約書第4項に規定する期間

令和 年 月 日

公益社団法人狭山市シルバー人材センター様

利用者

住所

氏名

印

署名代行者

住所

氏名

印

利用者家族代表

住所

氏名

印
